

**特別支援学校就学奨励費 学用品・通学用品購入費
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費(各学部1年生のみ)
支給対象品目一覧**

この一覧は一例です。判断に迷われるような場合は、事務担当者へご相談ください。
 また、対象となるのはすべて授業等で使用するものです。家庭用のものは対象外となります。

上履き、通学用靴、通学用長靴、傘、レインコート、通学用帽子、通学用かばん、通学用リュック
 筆箱、鉛筆、ペン、消しゴム、ノート、下敷き、クレヨン、色鉛筆、のり、テープ、はさみ、カッター、
 絵の具、筆
 制服・標準服等、体育用ジャージ・Tシャツ・帽子
 水着、プール用タオル・バッグ・サンダル、作業用靴・エプロン、水筒、給食用エプロン・三角巾、
 歯ブラシ・コップ、ハンカチ
 ワークブック、辞典、学習帳、工作用材料(折り紙・板・粘土など)、美術用材料(スケッチブック
 など)、家庭科用材料(布・糸など)、体育用(縄跳びなど)※学校から購入依頼があった場合
 自転車、自転車用ヘルメット、自転車修理代(パンクなど)※通学状況調査票において通学手
 段の常態が「自転車」であること。

[注意]支給対象とならないもの

家庭用のズボン、シャツ等の衣服、下着、靴下、補装具、眼鏡・補聴器、車椅子、紙おむつ、マスク、ティッシュペーパー、ペーパータオル、自転車のTSマーク貼付料など。

バッグ、お弁当箱、靴など学校行事、校外学習、修学旅行、現場実習等において使用するもの。

防災用品は「緊急時に備えるために用意する用品」であるため支給対象外となります。

(注意事項)

1 支給限度額(年額)があります。

・学用品・通学用品購入費

小11,640円、中22,740円、高32,270円

※支弁区分 Ⅱ段階→半額 Ⅲ段階→補助なし

・新入学児童生徒学用品・通学用品購入費(各学部1年生のみ)

小57,060円、中・高63,000円

※支弁区分 Ⅱ段階→半額 Ⅲ段階→補助なし

2 新1年生(小1、中1、高1)には「学用品・通学用品購入費」と併せて、

「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」が加算されます。

3 受給の際には購入を証明するレシート等が必要となります。

学用品等を購入した際には、レシート等の紛失がないよう保管をお願い致します。

領収証では、購入した品物等が特定できず、対象外となる場合があります。

また、学用品等のレシートは、できる限り学用品だけになるよう分けてください。

4 購入される際、値引き券や商品券を使うと、対象外となる場合があります。

(ポイント等を利用した場合も、ポイント分が支給対象外となります。)

5 4月以降に購入した品物が対象です。「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」については入学前に購入した品物も含まれることがあります。